

精神障がい者へ交通運賃割引制度の適用を求める意見書の提出について

精神障がい者へ交通運賃割引制度の適用を求める意見書を別紙のとおり提出するものとする。

平成28年3月24日提出

秦野市議会文教福祉常任委員会
委員長 八 尋 伸 二

提案理由

精神障がい者の経済的負担を軽減するため、身体障がい者及び知的障がい者に適用されている交通運賃割引制度を精神障がい者にも適用するよう、国に意見書を提出するものであります。

精神障がい者へ交通運賃割引制度の適用を求める意見書

国の障害者施策においては、身体、知的、精神の3障害の制度格差を解消するなどの一元化が基本的な方向になっているが、鉄道やバスなどの公共交通機関における運賃割引制度については、身体障がい者及び知的障がい者に適用されているものの、精神障がい者は除外されている。

公益社団法人全国精神保健福祉会が実施した、交通運賃に関するアンケート調査（調査期間：平成26年11月1日～平成27年2月末日）結果によれば、精神障がい者の多くが家族と同居しているが、家族も高齢化し、親が年金生活者であるなど、経済的支援力も弱まり、家族だけで支えるには限界に達している。また、デイケアや作業所も利用できず、外出を控えている実態も明るみになっており、交通運賃の経済的負担が引きこもりの大きな要因となっている。

国においては、平成26年に障害者の権利に関する条約を批准し、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律も平成28年4月1日から施行される中で、精神障がい者を交通運賃割引制度の対象から除外することは不合理である。

したがって、交通運賃の経済的負担を軽減し、精神障がい者が社会とのふれあいの中で、できるだけ早く自立することができる環境を整備するため、身体障がい者及び知的障がい者に適用されている交通運賃割引制度を精神障がい者にも適用するよう要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月24日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 様
財務大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣

秦野市議会議長 川口 薫